

令和7年度ヘルスプロモーション推進事業業務委託に係る 企画提案公募要領

この要領は、令和7年度ヘルスプロモーション推進事業の業務委託に係る受託候補者の選定に関して企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務の名称 令和7年度ヘルスプロモーション推進事業
- (2) 事業目的 本業務は、令和7年度ヘルスプロモーション推進事業企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）2に掲げる事項を目的とする
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 仕様書のとおり
- (5) 企画提案上限額 9,961,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、実際の契約額ではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。受託候補者の決定後、提案内容に基づき仕様を定め、改めて見積書の提出を求める。

※ 本業務は、契約額の範囲内で、業務に要した経費の実支出額に合わせて委託料の額を確定する精算の処理を行う。

2 参加者の資格要件

次の要件を全て満たす法人または複数の法人もしくは個人で構成する共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

参考：地方自治法施行令 抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始または民事再生手続開始の申立て、もしくは、破産

法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 沖縄県暴力団排除条例第 2 条（平成 23 年条例第 35 号）第 2 号に規定する暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 所得税または法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (9) 業務を円滑に遂行できる体制を有する者であること。

※ 共同企業体で参加する場合は、共同企業体の構成員がそれぞれ(1)～(7)の要件を満たす者であること。また、共同企業体の中心的役割を担う代表者が(8)の要件を満たし、共同企業体の全体として(9)の要件を満たす者であること。

※ 参加者 1 者につき企画提案は 1 件までとする。なお、共同企業体の構成員が単独または他の共同企業体の構成員としての重複参加は認めない。

3 企画提案手続きに関する事項

(1) 担当課

沖縄県保健医療介護部健康長寿課 健康推進班 （担当者：宜保（ぎぼ））

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（行政棟 4 階）

電話 098-866-2209

電子メールアドレス aa030320@pref.okinawa.lg.jp

(2) 質問の受付、回答の公表

この要領または業務に関する質問は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期限 令和 7 年 6 月 11 日（水）正午

イ 提出方法 （様式 1）質問票に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出。

なお、電子メールの件名は「【質問】運動習慣定着実証事業の企画提案について（参加者名）」とすること。

ウ 回答方法 質問と回答を取りまとめ、沖縄県ホームページに随時掲載する。

エ 回答期限 令和 7 年 6 月 13 日（金）

(3) 参加申込及び企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和 7 年 6 月 17 日（火）15 時 必着

イ 提出先 沖縄県保健医療介護部健康長寿課（上記(1)を参照）
ウ 提出方法 持参または送付により提出（電子メールによる提出は認めない）

エ 提出書類

- （ア）（様式2）参加申請書
- （イ）法人の登記事項証明書
- （ウ）法人の定款又は寄附行為
- （エ）（共同企業体の場合）共同企業体協定書の写し
- （オ）（様式3）法人等概要書
- （カ）（様式4）企画提案書
- （キ）（様式5）経費見積書
- （ク）（様式6）参加資格要件に関する誓約書

- ※ 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ※ （オ）、（カ）及び（キ）は、様式に定める事項が漏れなく記載された既存資料（会社パンフレット等）や任意様式による代替可。
- ※ 提案内容等を精査するため、上記のほかに書類の追加提出を求める場合がある。

オ 編綴方法、提出部数

A4縦型フラットファイルに提出書類（ア）から（ク）までの順で綴った一式を1部とし、正本1部、副本（正本の写し）5部の計6部を提出すること。

- ・ 書類はA4判・片面印刷を原則とし、各書類の間にはインデックス等で仕切りを入れること
- ・ 提出書類（イ）、（ウ）及び（エ）は、副本への添付省略可（正本への添付は必須）。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 審査の流れ

書面審査のほか、受託候補者選定委員会を開催し、企画提案について総合的な評価を行った上で受託候補者及びその順位を決定する。

(2) 審査のポイント

事業計画は、主に以下の観点に基づき総合的に審査・評価する。

- ア 適合性：この要領及び仕様書に適合する提案であるか 等
- イ 妥当性：本県の現状や課題を的確に把握し、適切な取組計画となっているか 等
- ウ 実効性：提案が具体的かつ意欲的で、効果が見込まれるものとなっているか 等
- エ 実施体制：提案を確実かつ円滑に実施することができる組織体制・役割分担、スケジュールとなっているか 等

オ 経済性：必要経費が正確に積算されているか。また、期待される効果に対し妥当な積算となっているか 等

(3) 1次審査（担当課による書面審査）

担当課において提出書類を確認、要件への適合性等の審査を行い、2次審査の対象を選定、各参加者に審査結果を電子メールで通知する。

（必要に応じてヒアリングを行う場合がある。該当者には個別に連絡する。）

(4) 2次審査（選定委員会におけるプレゼンテーション審査）

沖縄県庁内に設置する受託候補者選定委員会において、参加者が提案内容を説明（プレゼンテーション）し、受託候補者及びその順位を決定する。選定委員会の詳細については、1次審査を通過した者に対して個別に通知する。

5 契約に関する事項

(1) 審査において最も評価の高かった受託候補者に対して、契約締結に向けた業務内容の調整、契約条項の協議等を行う。

(2) 契約金額は、受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、参加申込時に提出した見積書と同額とならない場合がある。

(3) 審査において最も評価の高かった受託候補者が辞退した場合、または契約に関する協議が調わなかった場合には、次点の候補者を繰り上げて契約に向けた調整・協議を行う。

(4) 受託候補者と委託業務の仕様や契約条項に関する協議が調ったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。

(5) 契約締結の際、受託者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を締結前に納付する。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合、県は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

6 その他

(1) 以下のいずれかの事由に該当すると県が認めたとき、参加者は失格とする。

ア この要領に違反した場合、またはこの要領に定める事項のほかに担当課が指示した事項に違反した場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 公正な候補者選定を害するまたはその恐れのある行為があった場合

(2) 書類作成または2次審査に出席するために要する経費等、この企画提案への参加により生ずる経費は、すべて参加者の負担とする。

(3) 提出書類は返却しない。

- (4) 審査結果等に関する異議申し立て、質問等は受け付けない。
- (5) この公募は提案内容の優位性を評価し契約対象の優先順位を決定するものであり、契約の締結を保証するものではない。
- (6) 本業務の実施に当たっては、県と協議で進めていくものとし、受託候補者が提案した内容すべての実施を保証するものではない。
- (7) 委託事業の適正を期するため、県は、受託者に対し報告を求め、または事業所に立ち入り、帳簿類その他の物件の検査や質問等を行う場合がある。
- (8) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合は、委託料を減額する場合がある。

7 実施スケジュール

契約までのスケジュールは次のとおりを予定している（変更となる場合あり）

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 6月2日（月） |
| (2) 質問提出期限 | 6月11日（水）正午 |
| (3) 質問への回答（最終回答） | 6月13日（金） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 6月17日（火）15時 ※必着 |
| (5) 1次審査結果通知 | 6月下旬 |
| (6) 2次審査（プレゼン審査） | 7月上旬（詳細は対象者に別途通知） |
| (7) 受託候補者決定、結果通知 | 7月上旬 |
| (8) 契約締結、事業開始 | 7月中旬 |